

変 更 後	変 更 前
<p>1. ～2. 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 [1]～[3] 略 [4] 目標数値の設定 (1)～(2) 略 (3) 【目標指標】 歩行者通行量 中央商店街における歩行者通行量の目標値については、事業による増加及び居住人口の増加、新規の添付店舗により増加する通行量から算出します。 【数値目標設定根拠】 ① 略 ② 事業の効果により増加する歩行者等通行量の算出 A～E 略 F. 「<u>南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業</u>」による効果 「<u>南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業</u>」により年間1店舗で、計画期間に6店舗の新規出店があるとし、その店の利用者のうち約6割の人が商店街を利用するものと想定し、往復分を乗じて増加する通行量を算出します。 $6 \text{ 店} \times 108 \text{ 人/店舗} \times 0.6 \times 2 \text{ (往復)} \approx 778 \text{ 人}$ G～I 略 ③・④ 略 (4) 【目標指標】 新規出店数 新規出店数の目標値については、高松市中央商店街を対象として、平成26年から平成30年における各年の新規出店数を維持し、その上で事業による新規出店数を加えることで設定します。 【数値目標設定根拠】 ① 略 ② 事業の効果により増加する新規出店数の算出 A. 「<u>南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業</u>」による効果 「<u>南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業</u>」によって各商店街への波及効果を見込み新規出店数を算出します。 $1 \text{ 店舗} \times 5 \text{ 年} 9 \text{ ヶ月 (計画期間)} \approx 6 \text{ 店舗}$ B～D 略 ③ 略 (5)・(6) 略</p>	<p>1. ～2. 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 [1]～[3] 略 [4] 目標数値の設定 (1)～(2) 略 (3) 【目標指標】 歩行者通行量 中央商店街における歩行者通行量の目標値については、事業による増加及び居住人口の増加、新規の添付店舗により増加する通行量から算出します。 【数値目標設定根拠】 ① 略 ② 事業の効果により増加する歩行者等通行量の算出 A～E 略 F. 「<u>南部3町商店街活性化拠点施設マチカドプラザ事業</u>」による効果 「<u>南部3町商店街活性化拠点施設マチカドプラザ事業</u>」により年間1店舗で、計画期間に6店舗の新規出店があるとし、その店の利用者のうち約6割の人が商店街を利用するものと想定し、往復分を乗じて増加する通行量を算出します。 $6 \text{ 店} \times 108 \text{ 人/店舗} \times 0.6 \times 2 \text{ (往復)} \approx 778 \text{ 人}$ G～I 略 ③・④ 略 (4) 【目標指標】 新規出店数 新規出店数の目標値については、高松市中央商店街を対象として、平成26年から平成30年における各年の新規出店数を維持し、その上で事業による新規出店数を加えることで設定します。 【数値目標設定根拠】 ① 略 ② 事業の効果により増加する新規出店数の算出 A. 「<u>南部3町商店街活性化拠点施設マチカドプラザ事業</u>」による効果 「<u>南部3町商店街活性化拠点施設マチカドプラザ事業</u>」によって各商店街への波及効果を見込み新規出店数を算出します。 $1 \text{ 店舗} \times 5 \text{ 年} 9 \text{ ヶ月 (計画期間)} \approx 6 \text{ 店舗}$ B～D 略 ③ 略 (5)・(6) 略</p>

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]～[2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3) に移設				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高松城跡整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区 第一種市街地再開発事業 【内容】 第一種市街地再開発事業 ・延床面積：18,779㎡ (7,103㎡、11,205㎡、471㎡) ・階数：11階、9階、4階 ・用途：住宅、医療、公益、 商業、駐車場 【実施期間】 令和2年度～5年度	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町・磨屋町地区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場を備えた再開発施設を整備する事業です。 再開発施設によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 令和2～5年度	

(4) 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]～[2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区 第一種市街地再開発事業 【内容】 第一種市街地再開発事業 ・延床面積：18,779㎡ (7,103㎡、11,205㎡、471㎡) ・階数：11階、9階、4階 ・用途：住宅、医療、公益、 商業、駐車場 【実施期間】 令和2年度～5年度	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町・磨屋町地区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場を備えた再開発施設を整備する事業です。 再開発施設によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 令和2～5年度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高松城跡整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) ②からの移設				

(4) 略

5. 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (1)、(2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3)に移設</u>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 移住・定住促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区 第一種市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 第一種市街地再開発事業 ・延床面積：18,779㎡ (7,103㎡、11,205㎡、471㎡) ・階数：11階、9階、4階 ・用途：住宅、医療、公益、 商業、駐車場	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町・磨屋町地区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場を備えた再開発施設を整備する事業です。 再開発施設によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 令和2～5年度	

5. 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (1)、(2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区 第一種市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 第一種市街地再開発事業 ・延床面積：18,779㎡ (7,103㎡、11,205㎡、471㎡) ・階数：11階、9階、4階 ・用途：住宅、医療、公益、 商業、駐車場 【実施期間】 令和2年度～5年度	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町・磨屋町地区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場を備えた再開発施設を整備する事業です。 再開発施設によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 令和2～5年度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 移住・定住促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(2) ②からの移設</u>				

【実施期間】 令和2年度～5年度				
---------------------	--	--	--	--

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 大工町ものづくり育成店舗整備事業</p> <p>【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設として整備することで、商店街への来街意欲を促進</p> <p>【実施時期】 令和2～3年度</p>	高松まちづくり株式会社	<p>再開発施設内に香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設を整備し、県外や海外から訪れる観光客に、香川のものづくりの体験や伝統産業の逸品などを提供することで、新たな魅力を創出し、商店街への来街意欲を促進させます。</p> <p>中央商店街の活性化及び地域経済の振興に寄与するため、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>【実施時期】 令和3年度</p>	<p>【支援措置】 ① <u>中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))</u> ② <u>特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減</u></p> <p>【実施時期】 令和3</p>

--	--	--	--	--

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 大工町ものづくり育成店舗整備事業</p> <p>【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設として整備することで、商店街への来街意欲を促進</p> <p>【実施時期】 令和2～3年度</p>	高松まちづくり株式会社	<p>再開発施設内に香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設を整備し、県外や海外から訪れる観光客に、香川のものづくりの体験や伝統産業の逸品などを提供することで、新たな魅力を創出し、商店街への来街意欲を促進させます。</p> <p>中央商店街の活性化及び地域経済の振興に寄与するため、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>【実施時期】 令和3年度</p>	<p><u>地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金(中心市街地活性化支援事業)のうち先導的・実証的の事業</u></p> <p>【実施時期】 令和3年度</p>

				年度						
【事業名】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>【事業名】</u> <u>大工町立体駐車場整備事業</u> <u>【内容】</u> <u>高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、隣接商店街のための利用客用駐車場として運営</u> <u>【実施時期】</u> <u>令和2～3年度</u>	高松まちづくり株式会社	再開発施設内に駐車場を整備し、再開発の各種施設及び隣接商店街のための利用客用駐車場として来街者の受入環境を形成し、交流人口の増加を促します。 中心市街地の商店街の集客力向上と来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	<u>【支援措置】</u> <u>特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定(その他の事項②③に関連)</u> <u>【実施時期】</u> <u>令和3年度</u>	<u>① 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(高松市大工町・磨屋町地区))</u> <u>② 中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))</u> <u>③ 特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減</u>		新規追加				

				【実施時期】 令和3年度
--	--	--	--	-----------------

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

--	--	--	--	--

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 大工町立体駐車場整備事業[再掲] 【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、隣接商店街のための利用客用駐車場として運営 【実施時期】 令和2～3年度	高松まちづくり株式会社	再開発施設内に駐車場を整備し、再開発の各種施設及び隣接商店街のための利用客用駐車場として来街者の受入環境を形成し、交流人口の増加を促します。中心市街地の商店街の集客力向上と来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(高松市大工町・磨屋町地区)) ②中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金)) ③特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 【実施時期】 令和3年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業
【事業名】 大工町ものづくり育成店舗整備事業[再掲] 【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得	高松まちづくり株式会社	再開発施設内に香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設を整備し、県外や海外から訪れる観光客に、香川のものづくりの体験や伝統産業の逸品などを提供することで、新たな魅力を創出し、商店街への来街意欲を促進させ	【支援措置】 ①中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金)) ②特定民間中	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 大工町立体駐車場整備事業 【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、隣接商店街のための利用客用駐車場として運営 【実施時期】 令和2～3年度	高松まちづくり株式会社	再開発施設内に駐車場を整備し、再開発の各種施設及び隣接商店街のための利用客用駐車場として来街者の受入環境を形成し、交流人口の増加を促します。中心市街地の商店街の集客力向上と来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(高松市大工町・磨屋町地区)) 【実施時期】 令和3年度	
【事業名】 大工町ものづくり育成店舗整備事業[再掲] 【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得	高松まちづくり株式会社	再開発施設内に香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設を整備し、県外や海外から訪れる観光客に、香川のものづくりの体験や伝統産業の逸品などを提供することで、新たな魅力を創出し、商店街への来街意欲を促進させ	【支援措置】 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金(中心市街地活性化支援事業)のうち先導的・実証的	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業

し、香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設として整備することで、商店街への来街意欲を促進 【実施時期】 令和2～3年度		ます。 中央商店街の活性化及び地域経済の振興に寄与するため、中心市街地の活性化に必要です。	<u>心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減</u> 【実施時期】 令和3年度	大臣認定 【実施時期】 令和3年度	し、香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設として整備することで、商店街への来街意欲を促進 【実施時期】 令和2～3年度		ます。 中央商店街の活性化及び地域経済の振興に寄与するため、中心市街地の活性化に必要です。	<u>事業</u> 【実施時期】 令和3年度	大臣認定 【実施時期】 令和3年度
【事業名】 中心市街地商店街活性化支援事業 【内容】 商店街振興組合等が行う魅力ある商店街づくりに向けた事業に要する経費の一部を補助 【実施時期】 平成25年度～	<u>高松市</u>	商店街団体等が実施する、アーケードや街路灯といった設備の設置・維持等のハード事業をはじめ、広域的又は他団体と連携して取り組むまちづくり事業や、空き店舗を活用したソフト事業を支援することにより、主体的なまちづくりを促進し、商店街の魅力向上を図ります。 中央商店街の活性化及び地域経済の振興に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 ・中心市街地再活性化特別対策事業 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 <u>平成31年4月～令和7年3月</u>	<u>区域内</u>	【事業名】 中心市街地商店街活性化支援事業 【内容】 商店街振興組合等が行う魅力ある商店街づくりに向けた事業に要する経費の一部を補助 【実施時期】 平成25年度～	<u>商店街振興組合等</u>	商店街団体等が実施する、アーケードや街路灯といった設備の設置・維持等のハード事業をはじめ、広域的又は他団体と連携して取り組むまちづくり事業や、空き店舗を活用したソフト事業を支援することにより、主体的なまちづくりを促進し、商店街の魅力向上を図ります。 中央商店街の活性化及び地域経済の振興に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 ・中心市街地再活性化特別対策事業 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 <u>平成31年度～令和6年度</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなかパフォーマンス事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 まちなかパフォーマンス事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 サンポート高松トライアスロン大会開催事業 【内容】 トライアスロン競技大会（スイム・バイク・ラン）の開催 【実施時期】 平成22年度～	サンポート高松トライアスロン大会実行委員会	<u>県内外から多数の選手・関係者が家族や友人を伴い来訪し、観光と交流人口を基盤とするサービス産業の振興、参加者及び市民の心と体の健康を促進します。</u> <u>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</u>	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 <u>平成31年4月～令和7年3月</u>	<u>区域内</u>	【事業名】 サンポート高松トライアスロン大会開催事業 【内容】 トライアスロン競技大会（スイム・バイク・ラン）の開催 【実施時期】 平成22年度～	サンポート高松トライアスロン大会実行委員会	<u>県内外・国外から多数の選手・関係者が家族や友人を伴い来訪し、観光と交流人口を基盤とするサービス産業の振興、国籍や文化を超えた国際交流の促進、参加者及び市民の心と体の健康を促進します。</u> <u>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</u>	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 <u>平成31年度～令和6年度</u>	
【事業名】 高松市協働企画提案事業 【内容】 高松市が課題解決のため	高松市 市民活動団体等	市民活動団体等の持つ専門性・先駆性・柔軟性といった特性を生かした企画提案型の事業を募集し、市と市民活動団体等とが対等の立場で、共通の目的を持って社会的・公益的な課題	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】	<u>区域内</u>	【事業名】 高松市協働企画提案事業 【内容】 高松市が課題解決のため	高松市 市民活動団体等	市民活動団体等の持つ専門性・先駆性・柔軟性といった特性を生かした企画提案型の事業を募集し、市と市民活動団体等とが対等の立場で、共通の目的を持って社会的・公益的な課題	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】	

に提案するテーマ及び提案団体が課題解決に必要なと考える自由なテーマについて市民活動団体等から提案募集し、採択となった事業を委託事業として実施するもの		解決を図ることで、市民サービスの向上が期待でき、住みやすいまちづくりが推進されます。 来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	<u>平成 31 年 4 月</u> <u>～令和 3 年 3 月</u>		に提案するテーマ及び提案団体が課題解決に必要なと考える自由なテーマについて市民活動団体等から提案募集し、採択となった事業を委託事業として実施するもの		解決を図ることで、市民サービスの向上が期待でき、住みやすいまちづくりが推進されます。 来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	<u>平成 31～令和 6 年度</u>	
【実施時期】 <u>平成18年度～令和 2 年度</u>					【実施時期】 <u>平成18年度～</u>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 たかまつ工芸ウィーク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 たかまつ工芸ウィーク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>高松南部 3 町商店街活性化拠点運営支援事業</u>	高松市	<u>このエリアにおいて、3 町が共同で取り組む販売促進に係るキャンペーンやコラボレーション企画の実施や、SNS やフリーペーパーでの情報発信、マルシェなどのイベント事業は、当計画の目標である「中心市街地の魅力発信による回遊性の向上資する事業」に位置づけられます。</u> <u>商店街の魅力向上・集客力の強化は、歩行者等通行量や新規出店数増加の誘因にもなるものであり、中心市街の活性化に必要です。</u>	【支援措置】 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u>	区域内	新規追加				
【内容】 <u>高松南部 3 町商店街エリア(南新町・常磐町・田町)において、まちづくり会社等に対して、高松南部 3 町商店街エリアを始めとした地域の活性化及び情報発信等の事業に必要な経費の一部を補助するもの</u>			【実施時期】 <u>令和 2 年 1 1 月～令和 5 年 3 月</u>						
【実施時期】 <u>平成30年度～</u>									

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3) に移設</u>				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業[再掲]	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町・磨屋町地区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場を備えた再開発施設を整備する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)	
【内容】 第一種市街地再開発事業 ・延床面積：18,779㎡ (7,103㎡、11,205㎡、471㎡) ・階数：11階、9階、4階 ・用途：住宅、医療、公益、		再開発施設によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【実施時期】 令和 2～5 年度	

--	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 ユニバーサルデザインマップ作成・運用事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業[再掲] 【内容】 第一種市街地再開発事業 ・延床面積：18,779㎡ (7,103㎡、11,205㎡、471㎡) ・階数：11階、9階、4階 ・用途：住宅、医療、公益、商業、駐車場 【実施期間】 令和2年度～5年度	大工町・磨屋町地区市街地再開発組合	中央商店街の一つである丸亀町商店街C街区の東西にある大工町・磨屋町地区で都市型住宅、商業施設、立体駐車場を備えた再開発施設を整備する事業です。 再開発施設によりにぎわいの創出・回遊性の向上、街なか居住の促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 令和2～5年度	
【事業名】 <u>大工町ものづくり育成店舗整備事業[再掲]</u> 【内容】 <u>高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設として整備することで、商店街への来街意欲を促進</u> 【実施時期】 <u>令和2～3年度</u>	<u>高松まちづくり株式会社等</u>	<u>再開発施設内に香川県のものづくりを担うデザイナーやクリエイターが集う施設を整備し、県外や海外から訪れる観光客に、香川のものづくりの体験や伝統産業の逸品などを提供することで、新たな魅力を創出し、商店街への来街意欲を促進させます。</u> <u>中央商店街の活性化及び地域経済の振興に寄与するため、中心市街地の活性化に必要です。</u>	【支援措置】 <u>商店街活性化・観光消費創出事業</u> 【実施時期】 <u>令和3年度</u>	

商業、駐車場				
【実施期間】 令和2年度～5年度				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 ユニバーサルデザインマップ作成・運用事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(2) ②からの移設</u>				
<u>新規追加</u>				

<p>【事業名】 大工町立体駐車場整備事業[再掲]</p> <p>【内容】 高松市大工町・磨屋町再開発事業で整備された施設における床の一部を取得し、隣接商店街のための利用客用駐車場として運営</p> <p>【実施時期】 令和2～3年度</p>	高松まちづくり株式会社	<p>再開発施設内に駐車場を整備し、再開発の各種施設及び隣接商店街のための利用客用駐車場として来街者の受入環境を形成し、交流人口の増加を促します。</p> <p>中心市街地の商店街の集客力向上と来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 商店街活性化・観光消費創出事業</p> <p>【実施時期】 令和3年度</p>	
--	-------------	--	---	--

新規追加				
------	--	--	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 高松駅周辺開発事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業</p> <p>【内容】 ・商店街や組合の情報提供 ・学生、若年層の情報共有の場</p> <p>【実施時期】 平成30年度～</p>	株式会社高松南部3町商店街プロジェクト	<p>南部3町商店街の活性化にむけて、商店街の情報発信、各種情報発信ツールによる各店舗情報の提供などを行い、情報発信力の強化を図るとともに、4町パティオの有効活用を検討するなど、利用促進と回遊性を高めます。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 まちの駅「smile's」運営事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 商店街共同施設整備事業</p>	高松市	商店街団体等がアーケードや街路灯といった一般公衆の利便性を図るための共同施設の新設・補修を行うことで、来街者	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 高松駅周辺開発事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 南部3町商店街活性化拠点施設マチカドプラザ事業</p> <p>【内容】 ・商店街や組合の情報提供 ・学生、若年層の情報共有の場</p> <p>【実施時期】 平成30年度～</p>	株式会社高松南部3町商店街プロジェクト	<p>南部3町商店街の活性化拠点施設であるマチカドプラザにおいて情報カウンターやサイネージによる商店街の情報発信、各種情報発信ツールによる各店舗情報の提供などを行い、情報発信力の強化を図るとともに、隣接している集いの場として4町パティオの有効活用を検討するなど、利用促進と回遊性を高めます。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 まちの駅「smile's」運営事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 商店街共同施設整備事業</p> <p>【内容】</p>	商店街振興組合等	商店街団体等がアーケードや街路灯といった一般公衆の利便性を図るための共同施設の新設・補修を行うことで、来街者	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

【内容】 商店街振興組合等が実施するアーケード・カラー舗装・立体駐車場等、一般公衆の利便を図るための共同施設の整備・修繕等にかかる経費の一部を補助するもの		が快適・安全に過ごしていただき、また訪れたいくなるような商店街の魅力向上を図ります。 生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	—	
【実施時期】 昭和47年～				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 香川県立ミュージアム文化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松市中央商店街空き店舗活用事業	高松市	改装費の補助により、空き店舗への新規事業者の出店を促し、空き店舗の解消にとどまらず、様々な業種・店舗が集積することによって、豊かで楽しい時間を過ごすことのできる場所として、さらなる商店街の魅力向上と、それに伴うにぎわいの創出を図るものであり、中心市街地商店街の活性化及び地域経済の振興に寄与するため、中心市街地活性化に必要な事業である。	【支援措置】 — 【実施時期】 —	
【内容】 中央商店街の区域に所在する空き店舗に新たに新出店する事業者に対し、改装費の一部を補助				
【実施時期】 平成24年度～				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] (2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 レンタサイクル事業 [再掲] 【内容】 中心市街地の7か所に設置しているレンタサイクルポートで市民等に自転	高松市	環境にやさしく機動性に優れた都市内交通手段である自転車を、街なかの回遊の手段として市民の利用に供することで、近距離移動の利便性を向上し、合わせて放置自転車の防止を図ります。 来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必	【支援措置】 シェアサイクル導入促進事業 【実施時期】 令和2年度～ 令和3年度	

商店街が実施するアーケード・カラー舗装・立体駐車場等、一般公衆の利便を図るための共同施設の整備修繕等		が快適・安全に過ごしていただき、また訪れたいくなるような商店街の魅力向上を図ります。 生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	—	
【実施時期】 昭和47年～				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 香川県立ミュージアム文化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高松市中央商店街空き店舗活用事業	空き店舗への出店事業者	空き店舗に新規事業者が出店することにより、空き店舗の解消及び、様々な業種・店舗の集積を実現し、豊かで楽しい時間を過ごすことのできる場所として、商店街の更なる魅力向上を、にぎわいを創出します。 中心市街地の活性化及び地域経済の振興に寄与するため、中心市街地の活性化に必要です。	【支援措置】 — 【実施時期】 —	
【内容】 中央商店街の区域に所在する空き店舗に新たに新出店する事業者に対し、改装費の一部を補助				
【実施時期】 平成24年度～				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] (2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
新規追加				

車を貸し出し、まちなかの回遊の手段として利用に供するもの		要です。		
【実施時期】 平成13年度～				

(4) 略

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

* 図表は別紙参照 (別添)

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] (1) ~ (3) 略

(4) 高松市議会における中心市街地活性化の審議

高松市議会における中心市街地活性化に関する審議及び討議の内容

時期	審議内容
(略)	(略)
平成 30 年 9 月 9 月定例会 (略)	(略)
<u>令和元年 6 月 6 月定例会</u>	<u>(質問要旨)</u> <u>第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画を踏まえ、更なる中心市街地の活性化に取り組む考えを伺います。</u> <u>(回答要旨) 市長</u> <u>第 3 期計画では、計画期間を来月から、令和 6 年度末までとして定める中、昨今のインバウンド需要等、域外からの流入を喚起する取組のほか、情報発信による回遊性の向上や、まちなか居住の推進につながる施策の展開を基本方針に掲げ、戦略的で実効性のある 4 8 の施策・事業を掲載しております。</u> <u>この度の「第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画」の認定は、サンポートと中央商店街との回遊性の向上や、中央商店街南部エリアの活性化など、商店街を中心とした更なるにぎわいの創出に向けた、効果的な施策・事業の展開を後押しするものであり、本市といたしましては、引き続き、国の支援等を最大限に活用するとともに、関係機関と連携しながら、中心市街地の更なる活性化に、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。</u>

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) (2) ① 略

②開催状況

会議回数	開催日	議題
(略)	(略)	(略)
第 27 回 (略)	(略)	(略)
<u>第 28 回</u>	<u>令和 2 年 5 月 2 1 日</u>	<u>(書面会議)</u> <u>・令和元年度 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告 (案) について</u>
<u>第 29 回</u>	<u>令和 2 年 1 0 月 9 日</u>	<u>・第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更 (案) について</u> <u>・特定民間中心市街地経済活力向上事業計画 (案) について</u>

(4) 略

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

* 図表は別紙参照 (別添)

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] (1) ~ (3) 略

(4) 高松市議会における中心市街地活性化の審議

高松市議会における中心市街地活性化に関する審議及び討議の内容

時期	審議内容
(略)	(略)
平成 30 年 9 月 9 月定例会 (略)	(略)
<u>新規追加</u>	

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) (2) ① 略

②開催状況

会議回数	開催日	議題
(略)	(略)	(略)
第 27 回 (略)	(略)	(略)
<u>新規追加</u>		
<u>新規追加</u>		

(3)～(5)略
[3]略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3]略

[4] 都市機能の集積のための事業等

4～8に計画している事業のうち、都市機能の集積に資する事業は、次の通りとします。

分類	事業名
4. 市街地の整備改善のための事業	(略)
5. 都市福利施設を整備する事業	(略)
6. 街なか居住の推進のための事業	(略)
7. 経済活力の向上のための事業	(略) ・たかまつ工芸ウィーク ・ <u>高松南部3町商店街活性化拠点運営支援事業</u> (略) ・高松駅周辺開発事業 ・ <u>南部3町商店街活性化マチカドプラザ事業</u> (略)
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業	(略)

11. 12. 略

(3)～(5)略
[3]略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3]略

[4] 都市機能の集積のための事業等

4～8に計画している事業のうち、都市機能の集積に資する事業は、次の通りとします。

分類	事業名
4. 市街地の整備改善のための事業	(略)
5. 都市福利施設を整備する事業	(略)
6. 街なか居住の推進のための事業	(略)
7. 経済活力の向上のための事業	(略) ・たかまつ工芸ウィーク ・ <u>(新規追加)</u> (略) ・高松駅周辺開発事業 ・ <u>南部3町商店街活性化拠点施設マチカドプラザ事業</u> (略)
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業	(略)

11. 12. 略